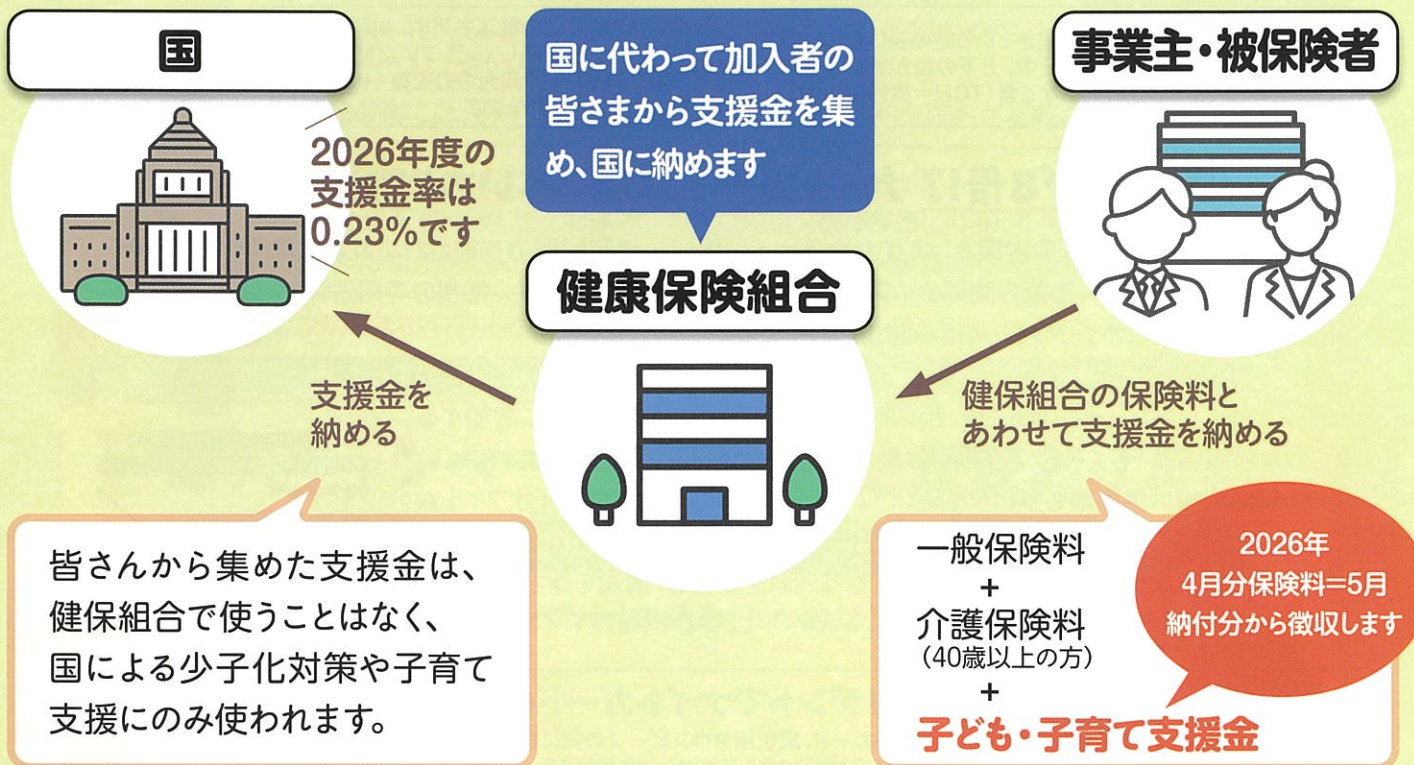


2026年度から

「子ども・子育て支援金」が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

2026年4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの? /

- ▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶支援金の負担額は、
月給 (標準報酬月額) × 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶支援金率は2028年度にかけて段階的に上がる見込みです。
 - 2026年度 0.23%
 - 2028年度 0.4%程度
 - ⋮ 2028年度の負担が上限となります

【被保険者一人あたりの負担額 (2026年度)】

例 月給 (標準報酬月額) 30万円の場合の月額

30万円 × 0.23% = 690円/月

事業主と被保険者で折半

事業主 **345円** 被保険者 **345円**

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の 手当額 (月額)	1.5万円	3万円

妊婦さんの経済的支援

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給 5万円

出産時の支給 5万円 × 子ども(胎児)の人数

育休手当の給付率UP

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の育休取得を促進!

*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

時短勤務時の収入減をカバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。

2026年10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。

2026年4月から全国実施予定 子ども誰でも通園制度

利用の目的を問わず、お子さん(生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に10時間の範囲、1時間単位で利用可能

親が働いていなくても利用OK!

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「子ども未来戦略」によるものです。

詳しくは、子ども家庭庁ホームページをご覧ください。 [子ども家庭庁](#) [子ども未来戦略](#)

重複投薬・多剤投与を防ぎ、安心してお薬を使うために

重複投薬	同じ時期に複数の医療機関を受診し、同じ効き目のお薬が重なって処方されてしまうこと。	健康保険組合では、加入者の皆さまが安心してお薬を使用できるよう、重複投薬・多剤投与の防止に関する情報提供を行っています。
多剤投与	必要以上に多くの種類のお薬が処方され、日常的にたくさんのお薬を服用している状態のこと(一般的に4~6種類以上が目安とされています)。	重複や多剤投与は、副作用のリスクや医療費の増加につながる場合があります。 かかりつけ医・薬局やマイナポータル、お薬手帳を活用し適正な服薬につなげましょう。